

地方分権に関する研究会について

平成28年11月28日

地方分権推進特別委員会

1. 趣旨・経緯

平成28年7月28日・29日に福岡県で開催された「全国知事会議」において、平井鳥取県知事（地方分権推進特別委員会委員長）から別紙の通り提案され、地方分権推進特別委員会に「地方分権に関する研究会」を設置することが了承された。

この研究会は、地方創生を進め、格差社会を解消し、この国の発展を目指すため、それにふさわしい地方のあり方、分権戦略について検討することを目的とする。

2. 研究会委員

〈学識経験者〉

座長	大石 眞	（京都大学大学院総合生存学館（思修館）教授）
座長代理	横道 清孝	（政策研究大学院大学副学長）
	飯島 淳子	（東北大学法学部教授）
	井手 英策	（慶應義塾大学経済学部教授）
	大屋 雄裕	（慶應義塾大学法学部教授）
	小西 砂千夫	（関西学院大学人間福祉学部教授）
	諏訪 雄三	（共同通信社編集委員 論説委員）
	谷 隆徳	（日本経済新聞社編集委員兼論説委員）
	新川 達郎	（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）

〈関係知事〉

平井 伸治	鳥取県知事（地方分権推進特別委員会委員長）
飯泉 嘉門	徳島県知事（総合戦略・政権評価特別委員会委員長）
石井 隆一	富山県知事（地方税財政常任委員会委員長）
古田 肇	岐阜県知事（総務常任委員会委員長）

※研究会委員以外に各テーマ毎に、ゲストスピーカー等の招致を検討。

3. スケジュール

●第1回研究会（11月2日（水）17:00～19:00）

議題：・座長、座長代理の選任、・今後の検討の進め方について

●第2回研究会（12月26日（月）10:00～12:00）

議題：・地方分権改革について

（ゲストスピーカー：神野 直彦 東京大学名誉教授）

※今後、1～2ヶ月に1回程度、研究会を開催しつつ、平成29年7月を目途に、報告書を取りまとめ

4. 第1回研究会（11月2日）の主な概要

〔山田京都府知事〕

- ・最近、地方分権が低調であり、実際、方向性を見出していない。
- ・今までの価値中立型社会から共生型社会へ変えていかなければいけないのではないか。

〔石井富山県知事〕

- ・新しい地方税源と地方税制を考える研究会を近々設置。自前で地方の財源を確保するための努力がないと本当の意味での地方分権にならない。

〔平井鳥取県知事〕

- ・従来の枠を飛び越えたような分権の議論、政府制度論がなければならぬ時代に入った。
- ・住民のコントロールの中で、よりベターな意思決定をしていく、ローカルオプティマムの姿を希求すべきではないか。

〔飯泉徳島県知事〕

- ・国民主権、住民自治、このあり方を整理した後で、国と地方が対等の立場に立ち、それぞれの課題についてお互いが発議して、対等の立場で協議をする中で結論を見出していくべき。

〔谷委員〕

- ・今後の分権の展望をするなら、これまでの取組をきちんと総括すべき。
- ・地方分権の時代はとっくに終わっているという認識。今の時代はソフトな中央集権の時代。

〔諏訪委員〕

- ・優秀な人が地方議員、職員になり、その人々を優秀に育てるようなシステムを上手く地方自治の中に内包させていく、そうしないと、なかなか地方自治の満足度は上がらない。

〔大屋委員〕

- ・負の分配を適切に行うため、地方自治の意義、合意形成の意義が更に重要。
- ・地方自治の立ち位置、価値中立性を多様性として実現するという方向性を真剣に考える必要がある。

〔新川委員〕

- ・これまでの地方分権改革の行き詰まり感をどう解消するか。理想の状態をどのように作っていけるのか。これからの自治は、色々なネットワーク等をベースにして考えざるを得ない。

(別紙)

資料 5 - 4 - ①

格差を克服し活躍を進める 地方創生時代の地方分権改革（論点ペーパー）

平成 28 年 7 月 28 日
全 国 知 事 会
(地方分権推進特別委員会)

地方分権が我が国で論じられるに至った当初より、一極集中の是正が急務であるとされていたにもかかわらず、現状ではさらなる集中が進んでおり、高度化する行政ニーズに対応する現場の解決力を高めるためにも、地方分権の進化形が求められていると考えられる。

住民に身近な行政主体である地方自治体が、住民参画のもと政策を決定し必要なサービスを提供することこそ、地方自治の醍醐味である。この自治を強化する分権改革によって、国全体として、国民の意思に沿った統治機構の実現につながる。すなわち、ナショナルミニマムではなく、地方それぞれに住民が選択した政策を実行するローカルオプティマムを実現しなければならない。

規制緩和が議論されている中で、地方の自主性を軽んじるような議論が行われており、条例による規制を撤廃し、国の法律による規制に切り替えるべきだという主張があるが、本末転倒である。個々の住民の意思を淵源としたローカルオプティマムの実現により国民の幸福を最大化することができるのであり、多様な地方自治体が国のパートナーとなって機能を発揮できるようにする分権を推し進めることは経済の効率性にも資するものであり、地方創生を進め、格差社会を解消し、国民が等しくどの地に暮らしていても活躍できる社会を形造る基盤となるものである。

民主主義を追求し、この国の発展を目指すため、それにふさわしい地方のあり方、分権戦略について、全国知事会として検討する必要がある。

<検討すべき論点>

- ① 諸外国の状況
 - ・地方分権型国家 vs 中央集権型国家
 - ・集中型社会 vs 分散型社会
- ② 分権と格差
 - ・住民による身近な選択に委ねる地方分権の進展で、格差社会を解消し満足度を高める方策の検討
 - ・地域の個性に応じて選択・決定した施策は、格差ではなく地域差
- ③ 地方自主財源の確立
 - ・国・地方の税財源の在り方
 - ・地方自主財源の追求
- ④ 公私協働と新たな国・地方パートナーシップの確立
 - ・公私協働による新たなガバナンスの構築
 - ・地方が主役の国づくり
 - ・国と地方の新たなパートナーシップ
- ⑤ 憲法と地方自治
 - ・国と地方の役割分担
 - ・住民の最終的な選択権に基づく自治の確立
 - ・地方財政の制度的保証